

## 第38回 太平洋広域漁業調整委員会 議 事 次 第

日 時：令和4年11月28日（月） 15：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議 題

（1）会長の互選について

（2）広域魚種の資源管理について

① 部会における取組

② マサバ太平洋系群

（3）太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

（4）委員の辞任について

（5）その他

① T A C魚種拡大に向けた検討状況について

② 令和5年度資源管理関係予算について

### 4 閉 会

# 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 川崎 一好 <small>カワサキ カズヨシ</small>	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史 <small>タケバヤシ マサシ</small>	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治 <small>オオイ セイジ</small>	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 關 哲夫 <small>セキ テツオ</small>	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二 <small>スズキ テツジ</small>	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 高濱 芳明 <small>タカハマ ヨシアキ</small>	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 石井 春人 <small>イシイ ハルヒト</small>	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文 <small>アリモト タカフミ</small>	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均 <small>ミヤガワ ヒトシ</small>	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗 <small>タカダ ミツロウ</small>	静岡海区漁業調整委員会委員	
	愛知県 鈴木 輝明 <small>スズキ テルアキ</small>	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 浅井 利一 <small>アサイ トシカズ</small>	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 片谷 匡 <small>カタタニ タダシ</small>	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 豊崎 辰輝 <small>トヨサキ ヨシテル</small>	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 前田 浩志 <small>マエダ ヒロシ</small>	高知海区漁業調整委員会委員	
	愛媛県 佐々木 護 <small>ササキ マモル</small>	愛媛海区漁業調整委員会会長	
	大分県 濱田 貴史 <small>ハマダ タカシ</small>	大分海区漁業調整委員会委員	
	宮崎県 山田 卓郎 <small>ヤマダ タクロー</small>	宮崎県海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	福島 全良 <small>フクシマ マサヨシ</small>	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small>	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好 <small>ナガシマ タカヨシ</small>	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small>	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		金澤 俊明 <small>カナザワ トシアキ</small>	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
		中田 勝淑 <small>ナカタ カツヒデ</small>	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣 <small>イノウエ ユキノリ</small>	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ <small>セキ</small>	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英 <small>キタカド トシヒデ</small>	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small>	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ■は会長職務代理者

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況  
(令和4年11月現在)

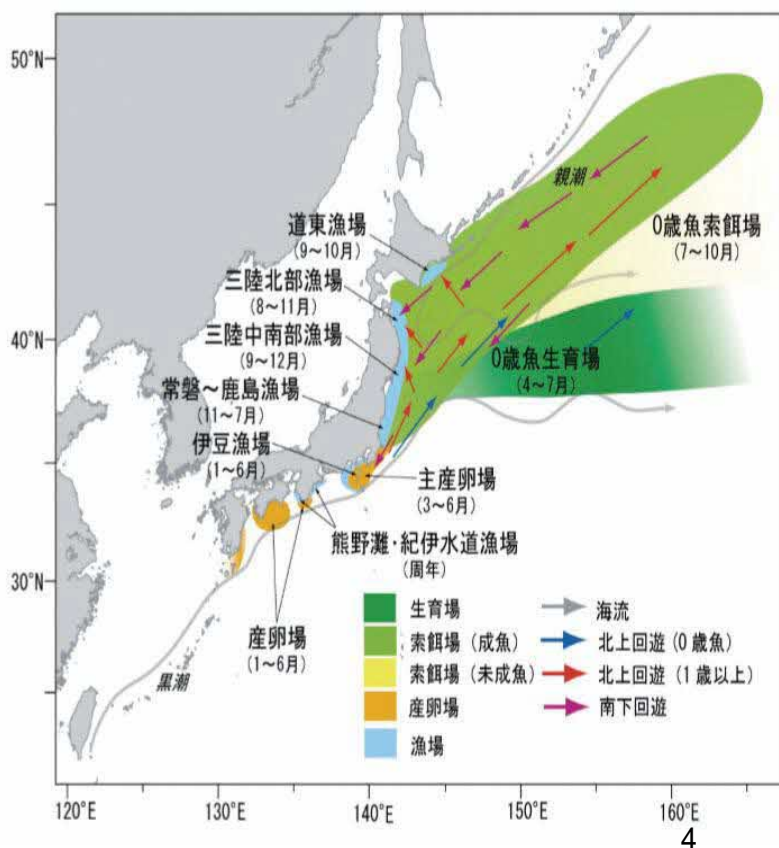
1 スケトウダラ日本海北部系群	関係する委員会等 日本海・九州西委 日本海北部会
2 マダラ	太平洋委 北部会
3 太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
4 マサバ太平洋系群	太平洋委
5 太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
7 伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
8 サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
9 カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
10 周防灘小型機船底びき網漁業対象種 (カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)	瀬戸内委
11 日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
12 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委
13 日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
14 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
15 日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
16 有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
17 九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
18 南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
19 太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委



# マサバ太平洋系群 令和3年度資源評価結果

1

## マサバ太平洋系群 生物学的特性

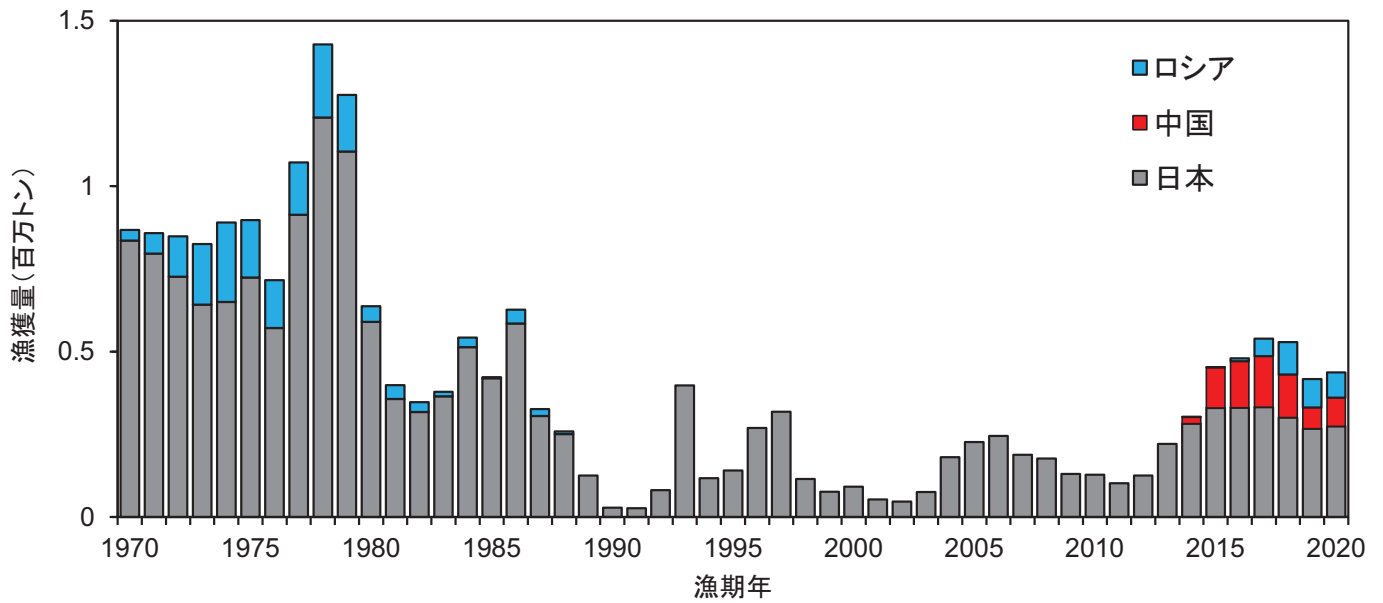


### 生物学的特性

- 寿命：7～8歳（最高11歳）
- 成熟開始年齢：1970～1975年、2015～2017年は2歳（20％）、1976～1986年は2歳（30％）、2005～2014年は2歳（50％）など、年により異なる
- 産卵期・産卵場：1～6月、主に伊豆諸島周辺海域（3～6月）、他に足摺岬、室戸岬周辺や紀南などの太平洋南部沿岸域や東北海域
- 食性：稚魚は動物プランクトン、幼魚以降はカタクチイワシなどの魚類やオキアミ類などの甲殻類、サルバ類など
- 捕食者：サメ類などの大型魚類、ミンククジラ

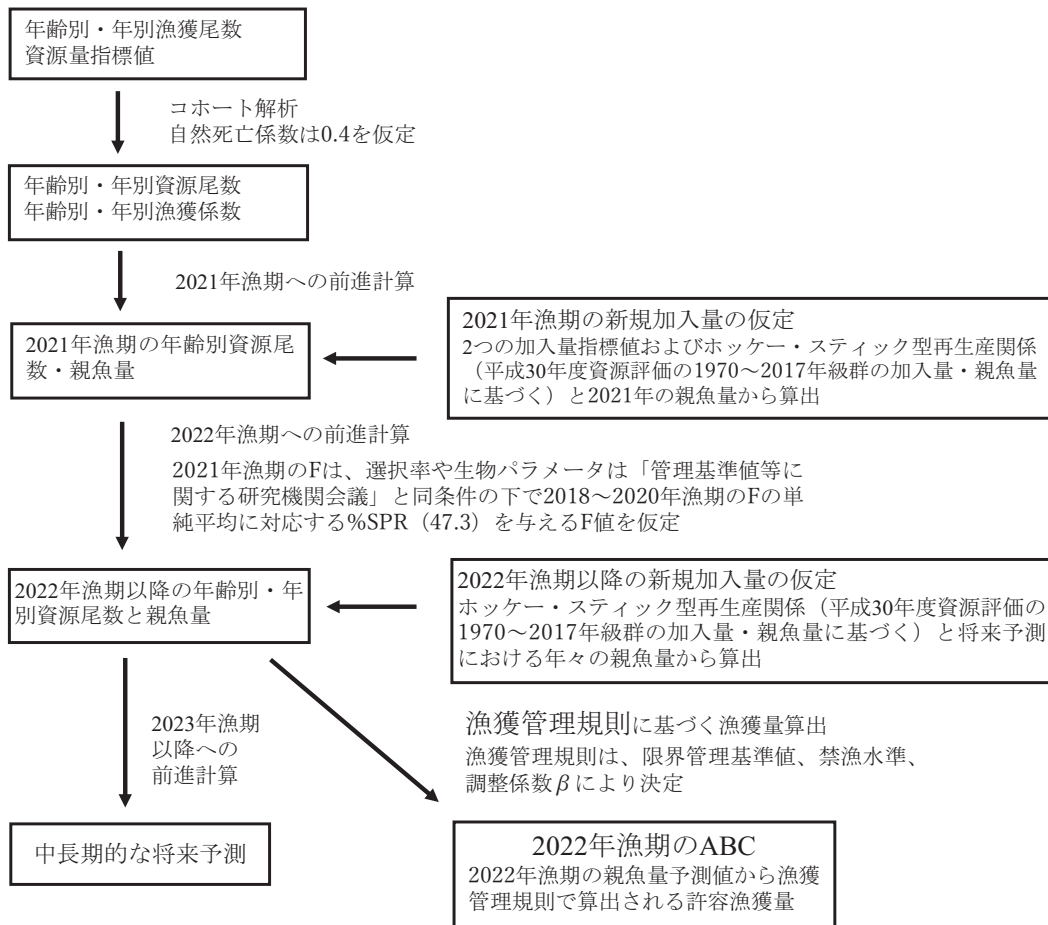
2

# 漁獲量の動向

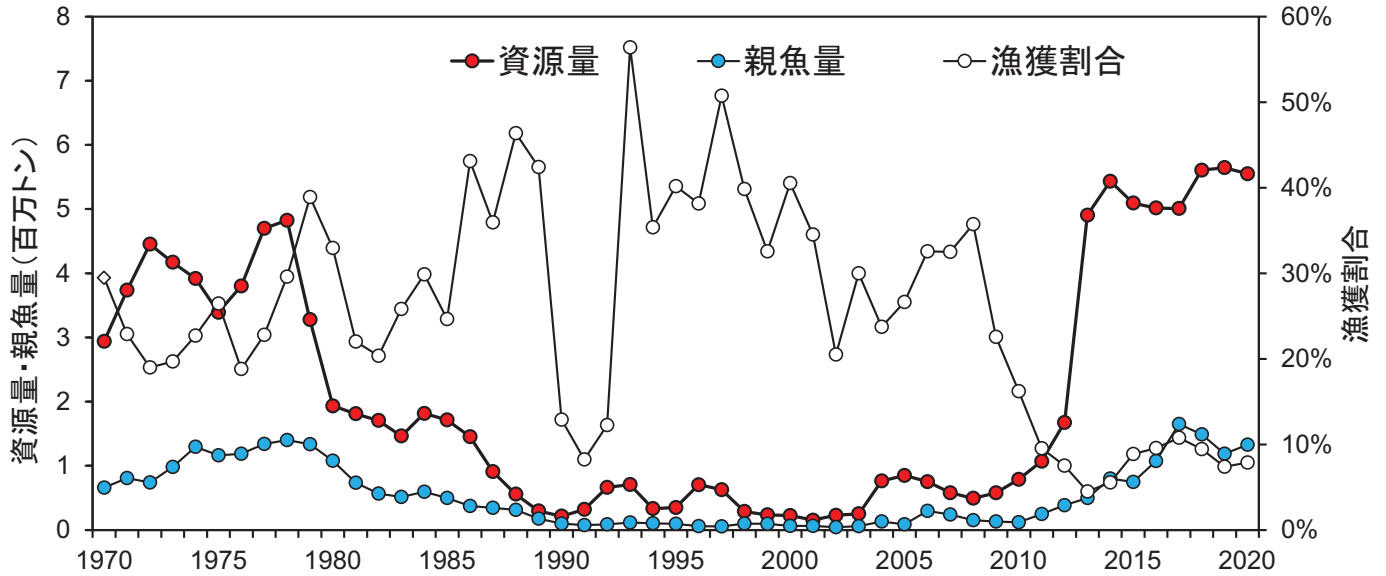


- 1990、1991年漁期に3万トン程度まで落ち込むが、2013年漁期以降増加
- 2020年漁期の我が国漁獲量:27万トン

# 資源評価の流れ



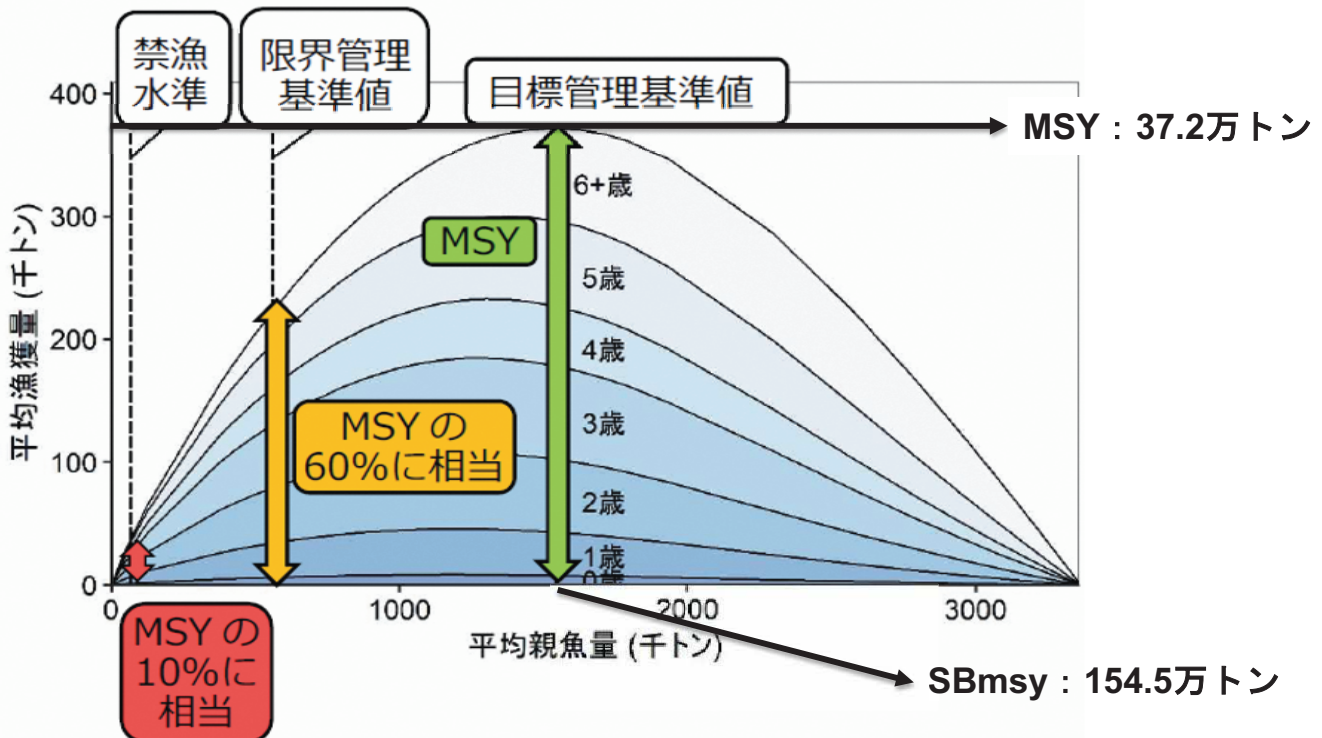
# 資源の動向



●資源量： 2013年漁期は491万トンとなり、その後もさらに増加  
2020年漁期は555万トン

●親魚量の動向は「増加」

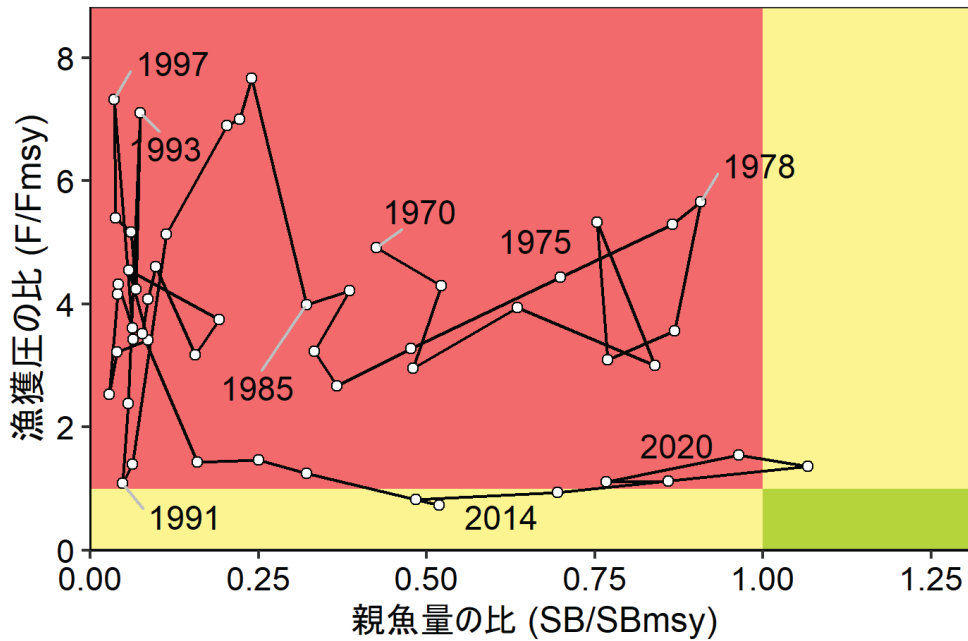
# マサバ太平洋系群のMSY



●最大持続生産量 (MSY) : 37.2万トン

●MSYを実現する親魚量 (SBmsy、目標管理基準値) : 154.5万トン

# マサバ太平洋系群の神戸プロット(チャート)



※神戸プロット: 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

- 2020年漁期の親魚量: MSYを実現する親魚量を下回っている。
- 2020年漁期の漁獲圧: MSYを実現する漁獲圧を上回っている。

## 将来の親魚量及び漁獲量の推移

将来の平均親魚量(千トン)

2030年に親魚量が目標管理基準値(154.5万トン)を上回る確率

$\beta$	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1.0	1,328	1,654	1,979	2,826	2,693	2,487	2,288	2,088	1,960	1,894	1,852	51%
0.9	1,328	1,654	1,979	2,874	2,780	2,592	2,402	2,200	2,066	1,995	1,951	56%
0.8	1,328	1,654	1,979	2,924	2,871	2,703	2,524	2,322	2,183	2,107	2,060	60%
0.7	1,328	1,654	1,979	2,975	2,965	2,821	2,656	2,455	2,312	2,230	2,180	65%

将来の平均漁獲量(千トン)

$\beta$	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	437	565	549	688	605	574	544	502	473	455	443
0.9	437	565	499	636	567	543	518	480	452	435	424
0.8	437	565	448	581	525	508	489	454	428	412	401
0.7	437	565	396	523	479	468	454	424	400	385	375

漁獲管理規則に基づく将来予測において、 $\beta$ を0.7~1.0の範囲で変更した場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移

2021年漁期の漁獲量は同年に予測される資源量と2018~2020年の平均漁獲圧により565千トンと仮定し、2022年漁期から漁獲管理規則に基づく漁獲を開始

## マサバ太平洋系群の広域資源管理

## 1 資源の現状（令和3年度資源評価より）

本系群の資源量は、1970年代には300万トン以上であったが、1980～1990年代に減少し、2001年漁期には15万トンまで落ち込んだ。その後、2004年漁期の高い加入量と漁獲圧低下により増加し、2013年漁期の極めて高い加入量により2013年漁期は491万トンとなり、その後もさらに増加し2020年漁期は555万トンであった。

2020年の親魚量（SB）は133万トンで、本系群の目標管理基準値である最大持続生産量（MSY）37万トンを実現するために必要な親魚量（SB<sub>msy</sub>）154万トンを下回り、2020年漁期の漁獲圧（F）はMSYを実現する漁獲圧（F<sub>msy</sub>）を上回っている。親魚量の動向は近年5年間（2016～2020年漁期）の推移から「増加」と判断される。

## 2 関係漁業種類

- (1) 大臣許可漁業 大中型まき網漁業  
(2) 知事許可漁業等

県名	対象漁業種類
千葉県	火光利用サバ漁業（サバたもすくい） 敷網漁業（サバ棒受網） 中型まき網漁業 定置網漁業
神奈川県	（サバ釣り漁業）※1 （サバたもすくい漁業）※2 定置網漁業
静岡県	サバすくい漁業 棒受網漁業 中型まき網漁業 定置網漁業

※1 同県内では自由漁業 ※2 他都県の許可漁業

## 3 資源管理の方向性

まさば太平洋系群の資源管理については、資源管理基本方針（令和2年10月15日付け農林水産省告示第1982号）で定められた、本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本とする。そのため、令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量（SB<sub>msy</sub>）154万トン）を上回るように、漁獲圧力を調節し、資源評価において示される管理年度（7月1日から翌年6月末日まで）の資源量に、当該漁獲圧を乗じて設定される漁獲可能量による管理を行い、MSYを実現できる資源量の水準への回復を図る。

なお、まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととしている。

また、漁獲可能量による管理に加え、本系群の資源管理の目標の達成を目指す中で、漁業者自身による自主的な資源管理の取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法として引き続き重要である。

このため、資源管理の方向性として、公的規制のほか、資源管理協定等に基づき、漁業者自身による自主的管理を併せて行う。

## 4 関係者による連携

必要に応じて、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。



## マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況

### 1 大中型まき網漁業の自主的管理措置とその取組状況

(1) 資源管理計画における自主的管理措置  
年間60日以上の休漁を実施している。

(2) その他に取り組む資源管理措置

北部太平洋海区資源管理計画管理委員会が定めた「マサバ太平洋系群管理方策」に基づき、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁等を実施している。

(臨時休漁実績)

年度	休漁日数	休漁統日数 (a)	操業統日数 (b)	削減率 (a/(a+b))
2006漁期(7-6月)	24日	755 統日	1,898統日	28%
2007漁期(7-6月)	31日	883 統日	2,289統日	28%
2008漁期(7-6月)	33日	933 統日	1,964統日	32%
2009漁期(7-6月)	31日	970 統日	1,611統日	38%
2010漁期(7-6月)	26日	843 統日	1,291統日	40%
2011漁期(7-6月)	25日	743 統日	1,474統日	34%
2012漁期(7-6月)	10日	217 統日	1,742統日	11%
2013漁期(7-6月)	22日	583 統日	2,262統日	20%
2014漁期(7-6月)	32日	791 統日	2,116統日	27%
2015漁期(7-6月)	58日	1,425 統日	2,470統日	37%
2016漁期(7-6月)	71日	1,517 統日	2,315統日	40%
2017漁期(7-6月)	69日	795 統日	2,032統日	28%
2018漁期(7-6月)	27日	811 統日	2,325統日	26%
2019漁期(7-6月)	30日	868 統日	2,104統日	29%
2020漁期(7-6月)	19日	503 統日	2,549統日	16%
2021漁期(7-6月)	19日	441 統日	1,969統日	18%

2 各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況

対象漁業種類	都県名	管理措置	内 容 等
火光利用サバ漁業（サバたもすくい）及び敷網漁業（サバ棒受網）	千 葉	休漁日の設定	毎週金曜日
サバ釣り漁業	神奈川県 (みうら漁協)	休漁日の設定	6～8月 毎週土曜日 9～5月 毎週土曜日及び毎月第2・第4火曜日
		操業時間規制	5～9月 投錨5時30分、 操業終了15時 10～4月 投錨6時、 操業終了15時
サバたもすくい	神奈川県	休漁日の設定	毎週金曜日
サバスくい網漁業及び棒受網漁業	静 岡	操業日数制限	1か月間の操業日数20日間以内
中型まき網漁業	静 岡 (根拠地：伊豆東部)	休漁	連続した14日間の係船休漁（6月、11月～翌年5月）及び月3日の定期休漁
	(根拠地：駿河湾内)		月4日の定期休漁

## 太平洋クロマグロに関する委員会指示について

### 1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、

② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.7 万隻(令和4年 11 月現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で5回目の更新)している。現行の承認期間は令和5年3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針」及び「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」についても新たに制定する。

### 2. 新しい委員会指示の概要

承認対象を「過去2年間の実績者」とすることにより、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

#### (1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認条件とする。

##### ① 過去2年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること

- ・ 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

##### ② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

- ・ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

##### ③ 暴力団員等ではないこと

- ・ 暴力団員等に該当しない旨の適格性に関する誓約書があること。

#### (2) 承認期間について

令和5年4月1日から令和7年3月 31 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に 3 ヶ月の期間を加えて設定する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和四年十一月二十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 ○○○○

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋
  - (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
    - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
    - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
    - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
    - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
- ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
- (イ) 小型定置漁業
  - (ロ) 小型定置網漁業
  - (ハ) 底建網漁業
  - (ニ) 別表1の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業
- ヘ 法第二百一十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

## 2 操業の禁止

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による太平洋広域漁

業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

### 3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和四年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第三十七号の3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 漁業法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までに掲げる者に該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者を含む。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原

簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

#### 4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

#### 5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

(2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

#### 6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

#### 7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から令和七年三月三十一日までとする。

#### 8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和4年 11 月 28 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

### 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。  
\*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

### 2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。



### 3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の 8 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

令和 4 年 11 月 28 日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の 8 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の 3 及び 4 に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の 3 に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の 3 の (1) のイの「くろまぐろの漁獲実績を 1 キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の 3 の (1) のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の 3 の (2) の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の 3 の (1) のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
  - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
  - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合
 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の 3 の (1) の承認申請期限は令和 5 年 2 月 10 日のため、委員会指示の 3 の (1) のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和 4 管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和 4 管理年度に 1) や 2) に該当した場合は、委員会指示 6 の (2) のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

### 3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1)
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	
和歌山県	
徳島県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

#### 4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
  - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
  - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

#### 5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
  - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
  - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1~J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くらまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

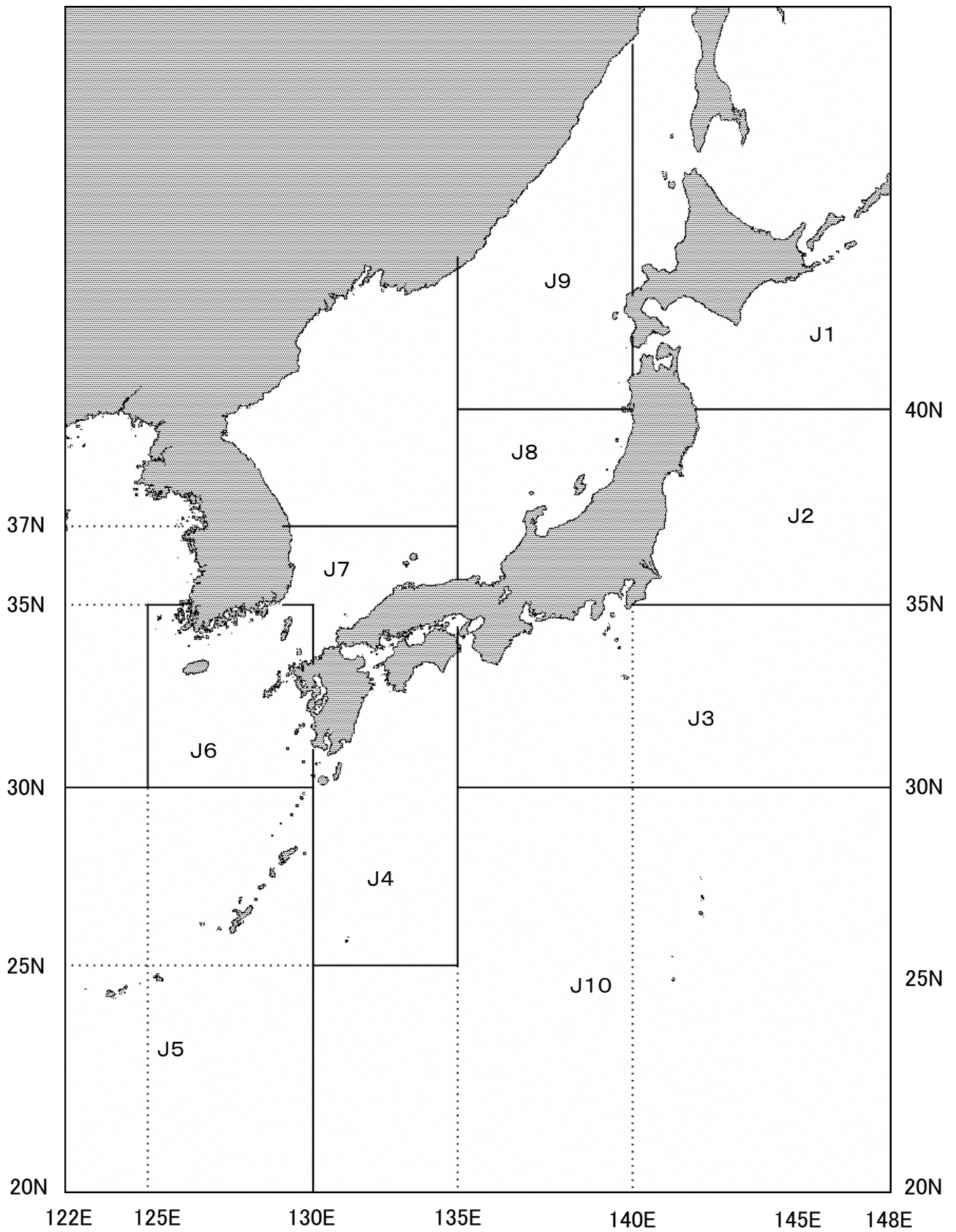
		様式 <sup>※1</sup>				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 <sup>※2</sup> に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和5年4月1日～令和7年3月31日とする（変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない）。ただし、廃業見合新規（委員会指示の4の（5）の規定による申請を含む。）の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号（再交付申請書）を添付する。

(別図)



# T A C魚種拡大に向けた検討状況について

資料5-1

水産資源	資源管理手法検討部会の参考人等の推薦期限	資源評価結果の公表	資源管理手法検討部会	資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）
カタクチイワシ対馬暖流系群 ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年6月30日	令和3年9月30日	令和3年12月14日	第1回：令和4年3月3日 第2回：今後開催
カタクチイワシ太平洋系群 ウルメイワシ太平洋系群			令和3年11月29日	第1回：令和4年3月28日 第2回：今後開催
ヒラメ瀬戸内海系群	令和3年9月30日	令和3年12月24日	令和4年2月8日	今後開催
マダラ本州日本海系群 ソウハチ日本海南西部系群 ムシガレイ日本海南西部系群 ニギス日本海系群			令和4年2月25日	今後開催
マダラ本州太平洋系群 ヤナギムシガレイ太平洋北部系群 サメガレイ太平洋北部系群			令和4年3月17日	今後開催
マダイ瀬戸内海中・西部系群 マダイ日本海西部・東シナ海系群			令和4年4月21日	今後開催
ブリ	令和3年12月31日	令和4年1月28日	令和4年7月11日	今後開催
カタクチイワシ瀬戸内海系群 マルアジ日本海西・東シナ海系群 ムロアジ類（東シナ海） キンメダイ太平洋系群	令和4年6月30日	令和4年9月30日	〈カタクチイワシ瀬戸内海系群〉 令和4年11月21日 〈マルアジ・ムロアジ類・キンメダイ〉 令和4年12月20日	今後開催
マダラ北海道太平洋、北海道日本海 アカガレイ日本海系群 ソウハチ北海道北部系群 マガレイ北海道北部系群 サワラ瀬戸内海系群、東シナ海系群 イカナゴ瀬戸内海東部 マダイ瀬戸内海東部系群 ベニズワイガニ日本海系群 ヒラメ太平洋北部系群、日本海北・中部系群、 日本海西部・東シナ海系群 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、伊勢・三河湾系群	令和4年9月30日	令和4年度第3四半期 （令和4年10～12月）  23	今後開催	今後開催

## 第2回及び第3回資源管理手法検討部会の結果について

令和4年2月  
水産政策審議会  
資源管理分科会  
資源管理手法検討部会

### 1 第2回資源管理手法検討部会の結果

令和3年11月29日（月）に開催された部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

#### (1) カタクチイワシ太平洋系群

##### ● 漁獲等報告の収集について

- 現場に過度な負担がかからない体制の構築や所属漁協以外の水揚げへの対応を検討する必要がある。
- 系群の対象範囲を明確にすべき。
- 他のイワシ類との「混じり」で報告される場合があるのか。その場合の漁獲量の集計方法はどのようなのか。
- かつお一本釣り漁船に活餌として供給する活魚の漁獲量の迅速かつ正確な把握が困難。
- 漁業者・団体等が管理の検討に当たって必要なデータを適切に公表すべき。

##### ● 資源評価について

- 資源評価の実施においては、引き続き共同実施機関や外部有識者とともに、科学的な検討を十分に行い、その時点での利用可能な最善の科学情報に基づく結果を示すように努めることが必要。
- 都道府県ごとの漁獲量だけでは、国内全体の資源水準を把握することが困難ではないか。
- レジームシフト・魚種交代など資源状況の変動に関する情報を踏まえた資源評価を検討すべき。
- 限界管理基準値以下に資源がある場合の再生産関係をよく検討すべきではないか。
- 資源管理と切り離して、漁業者や地域視点を含めた資源評価単独での意見交換の場の設置を検討すべき。

##### ● 資源管理について

- 漁獲シナリオの検討においては、3～5年程度の短期目標も提示すべき。
- T A C管理の導入には慎重を期すべき。
- 数量管理以外の手法（漁業実態や地域で行っている努力を考慮する等、効果的な管理手法）を検討すべき。
- シラス漁業や沿岸定置網での混獲、狙って漁獲しない操業実態に対して、十分な配慮が必要。
- T A C管理を導入する場合でも、カタクチイワシとシラスを区別することや、段階的な管理の実施、都道府県を跨がる共同管理や複数年T A Cなどを検討すべきではないか。また、漁獲の偏りが生じた場合に公平かつ速やかなT A C配分を行う等、柔軟な仕組みづくりが必要。T A C制限による補償も検討すべき。
- 資源状況について予期せぬ事態が起こった場合、漁業経営に大きな影響を与えないよう、漁獲シナリオの変更を含めて、速やかに管理を見直す必要がある。
- シラスについて、カタクチイワシ（成魚）との関係で管理上、どのような扱いとすべきか、どのような手当てをすべきかを、整理する必要がある。

##### ● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- 餌資源として利用している漁業者や水産加工業者も含めた関係者に対する丁寧な説明及び意



見聴取が必要。

- 単価変動や市場、流通・加工の観点を取り入れた説明が必要。カタクチイワシがどのようなニーズで獲られて、どのような用途とされているか、その経済的効果についても整理が必要。
- 既存のTAC魚種と比較した水準や問題点等、環境の影響と人為的な管理効果を対比した説明が必要。

## (2) ウルメイワシ太平洋系群

### ● 漁獲等報告の収集について

- 現場に過度な負担がかからない体制の構築や所属漁協以外の水揚げへの対応を検討する必要がある。
- 漁獲報告の収集範囲の拡大、資源特性値を含めた知見の収集が必要。
- 他のイワシ類との「混じり」で報告される場合があるのか。その場合の漁獲量の集計方法はどうか。
- 漁業者・団体等が管理の検討に当たって必要なデータを適切に公表すべき。

### ● 資源評価について

- 変動が大きい資源であり、資源評価の精度・信頼性に疑問がある。
- 環境変化や漁場の北上の影響を配慮した資源評価が必要。

### ● 資源管理について

- 資源量が最低水準になる前に、漁獲規制などの資源管理措置が必要。
- TAC管理の導入には慎重を期すべき。
- 混獲が主体であり、もともと狙っている魚種の操業が制限されてしまうことを懸念。
- 定置網での混獲等、狙って漁獲しない操業実態に対して、十分な配慮が必要。
- TAC管理を導入する場合でも、漁獲量の年変動や地域間の差異が大きいことから、試験的に実施することを含めて段階的に進める、配分量の融通や留保を活用するなどの、柔軟な管理制度が必要。
- 漁業経営に影響を与えるような急激な漁獲量の規制が生じないように検討すべき。

### ● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 既存のTAC魚種と比較した水準や問題点等、温暖化による水温上昇などを含む環境の影響と人為的な管理効果を対比した説明が必要。
- 今後の資源動向に関する予想や、効果的な資源管理方法を提言して欲しい。

## 第8回資源管理手法検討部会の結果について

令和4年9月27日  
水産政策審議会  
資源管理分科会  
資源管理手法検討部会

令和4年7月11日（月）に開催された第8回資源管理手法検討部会（ブリ）で整理された論点及び意見は次のとおり。

### ● 漁獲等報告の収集について

- 市場外流通や遊漁の数量を把握する体制等を検討すべき。
- 各地域における銘柄、箱あたり入り数または重量等の標準化及び漁獲報告のデジタル化が必要。
- 漁獲報告の収集のため、デジタル化に必要な知識、技能を有する人材育成が必要。

### ● 資源評価について

- 漁獲圧がMSY水準以上であるにも関わらず資源が増えている等、資源評価結果は現場の実感と乖離があり、また、評価方法等に改善の余地があるとの指摘を受け、資源評価に用いたデータや評価プロセス等について丁寧に説明するとともに、引き続き資源評価手法の高精度化に向けた取組を行うべき。
- 外国漁船や遊漁による漁獲の状況と資源評価への影響を示すべき。

### ● 資源管理について

- TAC導入の必要性について疑問があるという御意見があったことなどを踏まえ、今後、TAC導入の必要性が理解されるように、改正漁業法のもとで数量管理を基本とすることとなった経緯を含めて説明を行う必要がある。
- TAC導入に当たって、まずは試験的に実施するような仕組みを検討してほしい。
- 漁獲量の安定を図るシナリオや都道府県単位での複数年TAC、次管理年度からの前借や繰越し、定置網漁業による地域別の数量管理等の措置も検討してほしい。
- ブリの来遊は年変動が大きいこと等を踏まえ、迅速な融通等、柔軟な対応が可能となる制度・運用を検討してほしい。
- 漁獲シナリオ等の設定に当たっては、漁業経営等に与える影響も考慮すべき。
- 数量管理にあたっては、すべての漁業種類、地域で重要な魚種であるため、漁業実態に応じて公平に導入すべき。
- ブリの市場価格が年末にかけて高くなることや、地域によって主漁期が異なること等を踏まえて、管理期間を設定してほしい。
- TACの配分基準について、過去何年間分の漁獲実績を考慮すべきか等について検討すべき。
- 遊漁者も一緒に管理に取り組むべき。また、外国漁船の適切な管理に向けて取り組むべき。

- 選択的放流技術の開発や休漁支援等の影響緩和策と併せて慎重に議論する必要がある。
- 資源管理目標等について、MSYベースに加え、現場の漁獲実態やサイズ別単価などの社会経済的要素も考慮した目標等も検討すべき。また、加工流通業者の意見を聞いて資源管理目標を設定すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- ブリは関係者が幅広いことから、各地域でSH会合を開催するなど、十分な説明及び議論が必要。
- 資料は関係者に分かり易いよう作成し、開催前に余裕あるスケジュールで資料を公表してほしい。

(以 上)

# 令和 5 年度水産関係予算概算要求の主要事項

～持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現～

令和 4 年 8 月  
水 産 庁

(※) 各項目の下段 ( ) 内は、令和 4 年度当初予算額

## 1 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

### ① 資源調査・評価の充実

#### ア 資源調査・評価の拡充

9 7 億円

( 8 2 億円)

- 200 種程度まで拡大した資源評価対象魚種について評価の推進及び更なる高度化を図り、最大持続生産量 (MSY) を達成できる資源水準の算定、近年の不漁要因の解明を進めるための調査船調査や、漁業者の協力による漁船活用型調査等を拡充し、水産研究・教育機構と都道府県水産研究機関の連携による調査・評価体制を確立
- 水産研究・教育機構の調査船「蒼鷹丸」について、最新の調査機器等を導入した代船を建造し、資源評価等に必要な調査を実施

#### イ スマート水産業による漁獲情報の収集強化や漁獲番号等の伝達の電子化推進

8 億円

うちデジタル庁計上：7 億円

( 5 億円)

(うちデジタル庁計上：4 億円)

- 産地市場・漁協からの水揚げデータの効率的な収集体制の強化や水産流通適正化法に係る情報伝達の電子化を推進するなど、適切な資源評価・管理等を促進する体制を構築

### ② 新たな資源管理の着実な推進

9 億円

うちデジタル庁計上：2 億円

( 8 億円)

- 資源管理ロードマップに基づく T A C 魚種の拡大・I Q 管理の導入等に向けて、T A C 管理の前提となる選択的漁獲等のための技術開発の推進、I Q 管理の導入に向けた漁業者等の取組の支援、遊漁の実態把握や資源管理計画から資源管理協定への計画的移行を推進するとともに、クロマグロ等の漁獲物の合法的な水揚げを確保

### ③ 漁業経営安定対策の着実な実施

6 4 2 億円

( 3 3 5 億円)

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策 (積立ぷらす) を実施 (うち漁業収入安定対策事業)

3 1 3 億円

(202億円)

- ・ 燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策や経営改善の取組を行う経営改善漁業者等に対する金融支援を実施

#### ④ 漁業取締・密漁監視体制の強化等

188億円

うちデジタル庁計上：4億円

- ・ 我が国周辺海域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する万全な漁業取締りを実施

(149億円)

(うちデジタル庁計上：4億円)

## 2 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

### ① 沿岸漁業の競争力強化

- ・ 不漁問題や漁業の省エネ化などに対応しつつ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革を推進するために必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援

(水産業成長産業化沿岸地域創出事業)

40億円

(25億円)

### ② 沖合・遠洋漁業の競争力強化

106億円

(26億円)

- ・ CO2 排出量削減に対応しつつ、高性能漁船の導入等による収益性向上、長期的不漁問題対策や多目的漁船の導入など新たな操業・生産体制への転換に向けた実証の取組を支援する漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）を実施
- ・ 外務省と連携しつつ、積極的な漁業協力を通じ、入漁先国における日本のプレゼンスを強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保

### ③ 養殖業の成長産業化

104億円の内数

(23億円の内数)

- ・ 養殖業成長産業化総合戦略を踏まえ、養殖生産の3要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発・調査を支援
- ・ 輸出も視野に入れた養殖業の成長産業化に向け、大規模沖合養殖システムの実証、マーケットイン型養殖の実証等による収益性向上の取組等を支援

### ④ 内水面及びさけ・ます等資源対策

14億円

(14億円)

- ・ 内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築、これまでの知見も踏まえたサケの回帰率の向上に必要な放流体制への転換、資源造成・回復効果の高い種苗生産・放流等の手法、対象種の重点化等の取組をきめ細やかに支援

⑤ 漁業・漁村を支える人材の育成・確保

15億円

(6億円)

- ・ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修等を通じた就業・定着促進、資源管理や ICT 活用を含む漁業者の経営能力の向上、海技士の確保や海技資格の取得等を支援

⑥ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

4億円

(3億円)

- ・ 海業等による収益力向上や広域合併に取り組む漁協に対してコンサルタント等を派遣し、経営基盤の強化を図るための取組等を支援

⑦ 競争力のある加工・流通構造の確立と水産物の需要喚起

10億円

(6億円)

- ・ 輸出拡大も視野に、生産・加工・流通・販売が連携し、先端技術の活用等により一体となってマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築を支援するとともに、水産加工業者等への原材料の安定供給のための水産物供給における平準化の取組、魚食普及推進、「新しい生活様式」の下での新商品の開発や消費者の需要を喚起する情報発信等の水産物消費を拡大する取組を支援

⑧ 捕鯨対策

(所要額)

51億円

(51億円)

- ・ 捕鯨業の円滑な実施の確保のための実証事業、鯨類科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、鯨類科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援

**3 地域を支える漁村の活性化の推進**

① 浜の再生・活性化

(浜の活力再生・成長促進交付金)

50億円

(27億円)

- ・ 漁業所得の向上を目指す漁業者等による共同利用施設等の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・

育成、異業種連携による新規就業者の確保・育成、密漁防止対策など浜プランの着実な実施を推進

② 水産多面的機能の発揮等

56億円

(42億円)

- ・ 漁業者等が行う藻場・干潟の保全（ブルーカーボン）・モニタリング、国境監視、災害対応活動や、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止及び栄養塩類対策等の支援等を推進

4 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

① 水産基盤整備事業＜公共＞

860億円

(727億円)

- ・ 水産物の輸出拡大等に向けた拠点漁港等の流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、環境変化に対応した漁場や藻場・干潟の保全・整備、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靱化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進

② 漁港の機能増進・「海業」の振興

(漁港機能増進事業)

15億円

(6億円)

- ・ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港機能の再編や「海業」振興のための漁港利用の適正化や漁港施設情報のデジタル化、資源管理・流通高度化、漁港のグリーン化に資する施設の整備等により漁村の活性化を推進

(浜の活力再生・成長促進交付金)

50億円の内数

(27億円の内数)

③ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

(農村振興局計上)

913億円の内数

(784億円の内数)

- ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備（漁村環境整備を含む。）や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

## 5 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

- ① 水産業復興販売加速化支援事業 (復興庁計上)  
41億円  
(41億円)
- ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県を始めとした被災地の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等について支援
- ② 被災地次世代漁業人材確保支援事業 (復興庁計上)  
7億円  
(4億円)
- 震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含め長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援
- ③ 水産物のモニタリング・水産業の生産対策 (復興庁計上)  
15億円  
(12億円)
- 本格的な復興を果たすため、ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制するための水産物の放射性物質モニタリング検査、生産対策のための被災地における種苗の生産・放流支援、漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業・養殖業）、福島県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入を支援

※ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた水産分野における経費及び食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、予算編成過程で検討。